

町長が所管する手続等における湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>町長が所管する手続等における湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成17年湯河原町条例第22号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。）<u>第3条から第6条までの規定に基づき、他の条例又は規則に特別の定めがあるもののほか、町長等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>電子証明書 申請等をする者又は町長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p>	<p><u>湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成17年湯河原町条例第22号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>の施行に関し、他の条例又は規則に特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>電子証明書 申請等を行う者又は町長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>第4条 <u>情報通信技術利用条例第3条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を使用して申請等をする者は、町長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等をする者は、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、他の条例又は規則の規定により提出すべきこととされている書面等を提出することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により申請等をする者は、町長が別に定めるところにより、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（町の機関の使用に係る電子計算機により、電子署名が当該申請等をする者により行われたものであることを確認することができるものに限る。）を併せてこれを送信しなければならない。ただし、町長が別に定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>第4条 <u>条例第4条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、町長が定めるところにより、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者は、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、他の条例又は規則の規定により提出すべきこととされている書面等を提出することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により申請等を行う者は、町長が定めるところにより、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、町長が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>(2) <u>電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書</u></p> <p>(3) <u>商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、町長が定める電子証明書</u></p>	
4 (略)	4 (略)	
6 (略)	<p>6 (略)</p> <p><u>（情報通信技術による手数料の納付）</u></p> <p><u>第5条 条例第4条第5項の規則で定める情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u></p> <p><u>（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）</u></p> <p><u>第6条 条例第4条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると町長等が認める場合</u></p> <p>(2) <u>申請等に係る書面等のうち</u> <u>にその原本を確認する必要があるものがあると町長等が認</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p><u>第5条</u> 町長等は、<u>情報通信技術利用条例第4条第1項</u>の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>4 (略)</p>	<p><u>める場合</u></p> <p>(3) <u>その他申請等のうちに条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると町長等が認める場合</u></p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p><u>第7条</u> 町長等は、<u>条例第5条第1項</u>の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>4 (略)</p> <p><u>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>条例第5条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</u></p> <p>(2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の町長の定めるところによる届出</u></p> <p><u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>(電磁的記録による縦覧等)  <u>第6条</u> 町長等は、<u>情報通信技術利用条例第5条第1項</u>の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合にあつては当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあつては当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により当該縦覧等を行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)  <u>第7条</u> 町長等は、<u>情報通信技術利用条例第6条第1項</u>の規定により電磁的記録の作成等を行う</p>	<p>当と認められる部分がある場合)  <u>第9条</u> <u>条例第5条第5項</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると町長等が認める場合</u></p> <p>(2) <u>処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると町長等が認める場合</u></p> <p>(3) <u>その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると町長等が認める場合</u></p> <p>(電磁的記録による縦覧等)  <u>第10条</u> 町長等は、<u>条例第6条第1項</u>の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合にあつては当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあつては当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により当該縦覧等を行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)  <u>第11条</u> 町長等は、<u>条例第7条第1項</u>の規定により電磁的記録の作成等を行う場合は、当該作成</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>場合は、当該作成等に係る情報を町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により当該作成等を行うものとする。</p> <p>（氏名又は名称を明らかにする措置）</p> <p><u>第8条 情報通信技術利用条例第3条第4項</u>に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>規則等</u>で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第4条第3項ただし書に規定する措置とする。</p> <p>2 <u>情報通信技術利用条例第4条第4項及び第6条第3項</u>に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>規則等</u>で定めるものは、電子署名とする。</p>	<p>等に係る情報を町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により当該作成等を行うものとする。</p> <p>（氏名又は名称を明らかにする措置）</p> <p><u>第12条 条例第4条第4項</u>に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>規則</u>で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第4条第3項ただし書に規定する措置とする。</p> <p>2 <u>条例第5条第4項及び第7条第3項</u>に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>規則</u>で定めるものは、電子署名とする。</p> <p>（適用除外）</p> <p><u>第13条 条例第8条第1号</u>に規定する<u>規則</u>で定めるものは、次に掲げる<u>手続等</u>とする。</p> <p>(1) <u>申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると町長等が認める手続等</u></p> <p>(2) <u>許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると町長等が認める手続等</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考				
	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない</u>と町長等が認める手続等 (添付書面等の省略)</p> <p>第14条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="772 898 1283 2110"> <thead> <tr> <th data-bbox="772 898 978 949">書面等</th> <th data-bbox="978 898 1283 949">措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="772 949 978 1503"> <u>1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u> </td> <td data-bbox="978 949 1283 2110"> <u>次のいずれかに掲げる措置</u>  <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の町長等への提供</u>  <u>(2) 電子情報処理組織を使用</u> </td> </tr> </tbody> </table>	書面等	措置	<u>1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の町長等への提供</u> <u>(2) 電子情報処理組織を使用</u>	
書面等	措置					
<u>1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の町長等への提供</u> <u>(2) 電子情報処理組織を使用</u>					

現 行	改 正 後		備 考
		<p> <u>する方法その 他の方法によ り行う、氏名、 出生の年月日、 男女の別及び 住所の町長等 への提供</u>  <u>(3) 個人番号カ ードの町長等 への提示</u> </p>	
	<p> <u>2 商業登 記法第10 条第1項 (他の法 令におい て準用す る場合を 含む。) の登記事 項証明書</u> </p>	<p> <u>次のいずれかに 掲げる措置</u>  <u>(1) 電子情報処 理組織を使用 する方法その 他の方法によ り行う、次の いずれかに掲 げる事項の町 長等への提供</u>  <u>ア 商号又は 名称及び本 店又は主た る事務所の 所在地</u>  <u>イ 行政手続 における特 定の個人を 識別するた めの番号の 利用等に関 する法律 (平成25年 法律第27 号)第2条 第15項に規 定する法人 番号</u>  <u>(2) 電子情報処</u> </p>	

現 行	改 正 後		備 考
<p>(その他の手続等への準用)</p> <p><u>第9条</u> 町長等が所管する手続等であって<u>情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定</u>の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、<u>情報</u></p>		<p><u>理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の町長等への提供</u></p>	
	<p><u>3 商業登記法第12条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の印鑑の証明書</u></p>	<p><u>2の項右欄第2号に掲げる措置</u></p>	
	<p><u>4 印鑑登録証明書</u></p>	<p><u>1の項右欄第1号に掲げる措置</u></p>	
	<p>(その他の手続等への準用)</p> <p><u>第15条</u> 町長等が所管する手続等であって<u>条例第4条から第7条までの規定</u>の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、<u>条例及びこの規則の規定</u></p>		

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>通信技術利用条例</u>及びこの規則の規定の例による。 (その他) <u>第10条</u> (略)</p>	<p>の例による。  (その他) <u>第16条</u> (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	

【参考資料】